

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第25号)

平成30年9月7日

徳情個審答申第25号

平成30年9月7日

徳島市病院事業管理者 曾根 三郎 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 豊永 寛二

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の  
規定に基づく諮問について（答申）

平成30年2月20日付徳市病発第32号により徳島市病院事業管理者から諮問のありました電子計算機結合に係る個人情報保護評価（徳島県全域医療介護連携ネットワーク）の件について、次のとおり答申します。

#### 結論

電子計算機結合に係る個人情報保護評価（徳島県全域医療介護連携ネットワーク）の件について、その公益上の必要性は認められる。

ただし、当該ネットワーク上でやりとりされる個人情報が、個人の医療に関する情報であり、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報に該当することから、その取扱いにあたっては、より慎重かつ厳密な手続きが必要である。そのため、結合にあたっては、個人情報の保護措置について、継続的に見直すことを求める。

また、利用施設において、個人情報を参照することとなる医師等（以下「取扱者」という。）の範囲については、現在医師及び歯科医師に限定されているが、その範囲を拡大するにあたっては、新たに取扱者となる者に対する個人情報の保護措置について、改めて当審査会に諮問することを求める。

更に、次の1から3に掲げる事項については、当該ネットワークの管理を行う一般社団法人阿波あいネット（以下「阿波あいネット」という。）の対応に課題があると考えため、阿波あいネットに対し、適切に対応することを、継続的に

要望していくことを求める。

## 1 人的リスクへの対応について

利用施設における、取扱者に対する制限について、「セキュリティ規約」やそれに基づく研修等によるものだけではなく、資格や利用目的などに応じた制限をシステムにより実現する必要がある。また、具体的な取組について「セキュリティ規約」等に次の事項を明記する必要がある。

- (1) 取扱者が、阿波あいネットの提供するネットワーク（以下単に「ネットワーク」という。）を経由して情報の提供を受ける際に、その情報を必要とする理由を入力するための仕組みをシステム上に構築すること。
- (2) ネットワーク経由で取得した情報が、利用施設から漏えいした場合の責任範囲及び漏えいした利用施設に対する対応について、「施設参加規約」に明記すること。特に、漏えいした利用施設に過失がある場合には、当該利用施設の責任であることを明記すること。
- (3) 阿波あいネットが、個人情報を取り扱う可能性のある業務を委託する場合にあっては、プライバシーマークを取得した事業者又はこれと同程度の個人情報の保護体制が整備されている事業者に限ることを「情報セキュリティ規約」に明記すること。

また、当該業務委託に関し、再委託は原則禁止する。やむを得ず再委託する場合にあっては、阿波あいネットに事前の承諾を得ることに加え、再委託先についても、プライバシーマークを取得した事業者又はこれと同程度の個人情報の保護体制が整備されている事業者に限ることを「情報セキュリティ規約」に明記すること。

## 2 個人情報取扱事業者としての阿波あいネットの責務について

ネットワーク経由でやりとりされる情報が要配慮個人情報であるため、その個人情報の取扱いについては、より慎重な対応が必要である。個人情報保護法における個人情報取扱事業者に関する規定に準拠するため、次の内容を阿波あいネットの各規約に明記すべきである。

- (1) 利用施設は、個人情報保護法第23条で提供を禁止されている第三者に該当する。そのため、現在は利用施設以外の第三者に限っている「個人情報取扱規約」の第三者への提供の項目に、阿波あいネットから利用施設へ個人

情報を提供することについても、規定を追加すること。

(2) 阿波あいネットが利用施設から提供を受け保存する個人情報についての開示請求の手続き及び手数料についての規定を「個人情報取扱規約」に追加すること。

(3) 徳島大学病院における研究などで使用するために、阿波あいネットが匿名加工情報を提供するにあたっては、国の定める基準に従うとともに、例の少ない症例については、その症例であることをもって個人が特定されることもあるため、匿名加工するにあたっては、特に注意すること。

### 3 第三者への個人情報の提供について

患者などからの同意の取得方法について、利用施設における同意と阿波あいネットにおける同意が整理できていないため、利用施設に対して次のような対応を求めると同時に、「施設参加規約」に明記すること。

(1) 利用施設が保有する個人情報を、阿波あいネットに提供することについて、利用施設においても同意が必要であるため、次の措置を利用施設に求めること。また、この内容を「施設参加規約」に明記すること。

ア 利用施設において次の2点について利用施設内に掲示すること。

① 最新の利用施設の一覧

② 利用施設が取得した個人情報の利用方法に阿波あいネットへの提供を追加すること。

イ 利用施設において、阿波あいネット同意撤回書を備え付け、同意の撤回を受け付けすること。

(2) 利用施設が、阿波あいネットから医療・介護情報の提供を受ける際に、参加を同意した人については、別の利用施設における以前の診療に関する情報などを取得することについての同意を得ることとする。この場合、同意については治療の説明などの際に口頭などの方法によることも構わないこととする。また、「施設参加規約」に明記すること。

以 上

< 参考 >

( 審査会の経過 )

年月日	審査会の経過
平成 30 年 2 月 20 日	実施機関から諮問書を受理。
平成 30 年 2 月 20 日 (29 年度第 8 回 審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、概要説明及び質疑応答を行った。
平成 30 年 3 月 12 日 (29 年度第 9 回 審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、質疑応答を行った。
平成 30 年 5 月 25 日 (30 年度第 1 回 審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、質疑応答を行った。
平成 30 年 6 月 8 日 (30 年度第 2 回 審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、質疑応答を行った。
平成 30 年 7 月 30 日 (30 年度第 3 回 審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、質疑応答を行った。
平成 30 年 8 月 20 日 (30 年度第 4 回 審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、答申案を検討した。
平成 30 年 9 月 7 日 (30 年度第 5 回 審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、答申案を検討した。